

改正建築士法が成立

実務経験なしでも受験可能

建築士試験の受験資格の柔軟化を柱とする改正建築士法が参院本会議で可決、成立した。

―関連2面
現在、試験の前に求めている実務経験について、試験の前後にかかわらず免許登録ま

受験者減少に歯止め

改正建築士法

実務経験2年で免許登録

自民党などが臨時国会に提出した改正建築士法が成立した。ことし6月、日本建築士事務所協会連合会、日本建築士会連合会、日本建築家協会の設計3会が自民党・建築設計議員連盟に行った共同提案を基に、受験要件である実務経験が免許登録要件に改定される。建築士資格制度の改善による受験機会の早期化で、受験者数の減少に歯止めをかけたい考えだ。公布から2年以内に施行する。

―1面参照

建築士事務所に所属している1級建築士は約14万人だが、その6割以上が50歳以上で高齢化が進んでいる。さらに、1級建築士の学科試験の受験者数は2007年から16年までの10年間で約4割減少しており、若い受験者の確保は喫緊の課題となっている。

法では、大学卒業後、いつでも試験を受験できるようにし、実務経験に関しては合計で2年以上あれば免許登録できるようにする。

これまでは、学校卒業後すぐに受験できないことや就業後は業務が忙しく受験勉強の時間が十分に確保できないことから受験を諦めるケースがあった。受験のタイミングを柔軟化することによって、受験者にとっては資格取得に向

けた見通しが立てやすくなり、事務所（雇用側）にとっても、大規模修繕や改修にかかる設計・工事監理や耐震診断などについて、建築士が関与する方向を推奨する。中央指定登録機関と協力した建築士の実態把握、講習機関と連携した効率的で実効性の高い講習も検討する。

に合わせて適用する方向で調整中だ。

改正内容は、試験の質を確保する観点から学科試験と製図試験を完全に切り離すのではなく、学科試験の有効期限を延長する方向で検討している。CADによる試験の導入については、会場や機器など物理的な課題が多いことから中期的に検討する。

運用面では、大規模修繕、大規模模様替えに該当しないが、建築物の安全上、重要な改修にかかる設計・工事監理や耐震診断などについて、建築士が関与する方向を推奨する。中央指定登録機関と協力した建築士の実態把握、講習機関と連携した効率的で実効性の高い講習も検討する。

取得する場合には2年以上の実務経験がないと試験を受けることができなかった。改正

受験者にとっては資格取得に向

けた見通しが立てやすくなり、事務所（雇用側）にとっても、大規模修繕や改修にかかる設計・工事監理や耐震診断などについて、建築士が関与する方向を推奨する。中央指定登録機関と協力した建築士の実態把握、講習機関と連携した効率的で実効性の高い講習も検討する。